平成２３年（再イ）第８号
岩手県花巻市東宮野目第11地割51番地５
再生債務者　安藤　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月27日　盛岡地方裁判所花巻支部
平成２３年（再イ）第３３号
福島県伊達市保原町字西町67番地５
再生債務者　岡﨑　郁夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月27日　福島地方裁判所
平成２３年（再イ）第３６号
福島市飯坂町字立町13番地
再生債務者　中根　成美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月27日　福島地方裁判所
平成２３年（再イ）第１２９号
埼玉県川越市大字的場2563番地５　セラード川越霞ケ関411号室
再生債務者　山田　宏美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月27日
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（再イ）第１３１号
埼玉県所沢市大字荒幡346番地の２　ピヨ・デル・モンテＢ―203
再生債務者　青木　妙子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月27日
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（再イ）第２６７号
神奈川県綾瀬市上土棚南２丁目２番10―101号
再生債務者　村田　幸司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月27日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２３年（再イ）第５３号
静岡県沼津市柳町３番８―６号
再生債務者　安達　賢一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月27日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（再イ）第１２２号
大阪府岸和田市別所町１丁目21番18号
再生債務者　矢野　正義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月27日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

企業年金基金変更公告

公文企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　大阪府大阪市北区梅田１丁目２番２号
2．旧事務所の所在地　大阪府大阪市淀川区西中島５丁目６番６号
3．変更年月日　平成24年１月30日
平成24年２月９日　公文企業年金基金
理事長　柴田　正紀

企業年金基金変更公告

植村グループ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。
1．新事務所の所在地　鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野315番地
2．旧事務所の所在地　鹿児島県薩摩川内市西向田町５番11号
3．変更年月日　平成24年２月１日
平成24年２月９日
植村グループ企業年金基金
理事長　桑原　宏志

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の男性、自称大和一夫、推定年齢74歳、身長174㎝、体重65kg、重度精神発達遅滞、統合失調症、家族関係、生育歴等は聞き取りができず一切不詳
上記の者は、昭和32年11月、東京都民生局の「一斉収容」により上野で保護され、昭和32年12月から当区内の病院に入院となっていたところ、平成23年12月８日に死亡しました。身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。お心当たりの方は、当区健康福祉事業本部福祉部練馬総合福祉事務所までお申し出ください。
平成24年２月９日
東京都　練馬区長　志村豊志郎

解散公告

解散公告
当会社は、平成二十四年一月十六日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年二月九日
青森県十和田市大字三本木字野崎四〇番地
六一　有限会社古舘建築板金
清算人　古舘　裕次

解散公告
当社は、平成二十四年一月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年二月九日
青森県十和田市稲生町四番四六号
株式会社ナナオ家具十和田店
清算人　七尾　隆夫

解散公告
当社は、平成二十四年一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年二月九日
山形県最上郡大蔵村大字合海一四四番地の一
株式会社Ｃ・Ｓ・Ｓ
清算人　斉藤　徳美

解散公告
当社は、平成二十四年一月十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年二月九日
福島県いわき市平谷川瀬字仲山町八二番地の二
有限会社賀澤建設
清算人　賀澤　圭子

解散公告
当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年二月九日
埼玉県所沢市美原町一丁目二九二四番地の二
一般財団法人くぬぎの森里山再生基金
代表清算人　濱田　浩子